令和4年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会議事録

1 開催日 令和4年10月25日(火曜日)

2 開催時間 午後2時28分開会 午後2時40分閉会

3 開催場所 旭川市農業センター ホール

4 出席委員 13名

1番・北原 浩美 3番・柿木 和惠 4番・佐藤 慎二 5番・秦 真一

7番・湯浅 光二 8番・髙倉 伸淳 10番・宮嶋 睦子 13番・浅沼 博実

14番・只石 博幸 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋

18番・山田 孝 19番・滝川 岳雪

5 欠席委員 2番・鹿野 直子 6番・外川 守 9番・松木 一幸

11番・平 克洋 12番・鷲尾 勲 17番・石尾 卓也

6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹

正部川主任 川原主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 7番・湯浅 光二 8番・髙倉 伸淳

9 議事内容

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- (4) 議案第4号 現地目証明願について
- (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

10 議事録本紙

○議 長(山田 孝)

ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を開会 いたします。

本日の出席委員数は、13名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局(小浜事務局次長)

事務局。

御報告申し上げます。本日の部会に、2番鹿野委員、6番外川委員、9番松木委員、11番平委員、12番鷲尾委員、17番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

7番湯浅委員,8番髙倉委員の両委員を指名いたしますので,よろしくお願いします。

また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議 長(山田 孝)

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(大谷副主幹)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。

御審議いただきますのは,所有権移転が1件で,地区の内訳は江神地区となっております。

内容でございますが,譲渡人が所有する農地を自身が参加する法人である 譲受人へ売却し,経営を継承するものでございます。

議案補足資料1ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第1号について審議願います。

御意見, 御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定 いたします。

○議 長(山田 孝)

続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の 規定による通知について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(稲場主査)

事務局。

日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案の該当ページは3ページ及び4ページで、御審議いただく件数は、永 山地区の1件でございます。

内容でございますが、土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、 議案の調整年月日の日付であっせん委員会を行いましたが、売買予定時期の 不一致のため、不調となりました。

しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した買い手候補者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間、賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められるとあっせん委員会において判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を実施することについて審議を求めるものでございます。

本日,この審議が決定されますと,公社と申出者に買入協議の通知を行います。

なお、今後の手続につきましては、土地所有者は市町村から買入協議の通知から3週間はあっせん対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議を行うことになります。

買入協議が成立した場合,農地部会において土地所有者から公社への所有権移転に関する審議を行い,決定されれば,登記手続を農業委員会で行い,公社から申出者に土地代金が支払われた後,公社と買い手候補者との間で賃貸借を行うこととなります。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第2号について審議願います。

御意見, 御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、申出者と北海道農業 公社に通知することに決定をいたします。 ○議 長(山田 孝)

続きまして,日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画 について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (川 原 主 任)

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」 を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし11ページでご ざいます。

御審議いただく全体の件数は,所有権移転が6件,利用権設定の賃貸借が7件,合計は13件となります。

地区別の内訳でございますが,所有権移転の6件は,永山地区3件,西 神楽地区3件となっております。

賃貸借の7件につきましては、東鷹栖地区3件、東旭川地区4件となっております。

集積面積は,所有権移転が23.8ha,利用権設定の賃貸借が9.4ha,合計33.2haでございます。

内容でございますが、所有権移転の番号1番及び2番は農地移動適正化 あっせん事業に基づく売買、番号3番及び5番は農地保有合理化事業に基 づく北海道農業公社による売渡し、番号4番及び6番は農地保有合理化事 業に基づく北海道農業公社による買入れでございます。

利用権設定の7件は、期間満了による再設定が6件、解約再設定が1件となっております。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権 設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容 に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがいまして,登記面積の変更や内地番の見直しなどによって,記載 される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第3号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第3号について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議 長(山田 孝)

続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(正部川主任)

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。 議案の該当ページは13ページないし15ページでございます。

東鷹栖地区で1件,西神楽地区で2件,東旭川地区で3件,合計で6件の 願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果,現況は願出 のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第4号について審議願います。

御意見, 御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長 (山田 孝)

それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地 とすることに決定をいたします。

○議 長(山田 孝)

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(大谷副主幹)

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページないし23ページでございます。

本件につきましては合計10件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区6件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。 これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務 局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、報告第1号を終わります。

〇議 長(山田 孝) 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主 査) 事務局。

日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページないし27ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区 1件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区1件、合 計で5件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議 長(山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。 これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を閉会いたします。